

意見資料

総合評価落札方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し、

「住民や利用者の満足度の向上」

「市場原理を活かした技術競争による品質の向上」

「優れた技術力を持つ企業の信用力向上」を目的とする調達制度。

いわば VE（Value Engineering）の考え方であり、その一形態。上手に活用・展開することによって、コスト低減効果ばかりでなく、納税者、発注者、企業の三者に満足をもたらす効果を目指すもの。

1. 総合評価落札方式の適用が望ましい工事とは（国交省標準ガイドラインから）

- ・ 技術提案（施工計画）を評価することによって、相当程度の性能、機能などの向上が期待される工事
- ・ 技術評価に相当する対価を支払っても総合的に価値を高めるべきと考える工事

・ 評価する項目の設定例

1. 総合的なコストの削減につながる工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理費・更新費など ライフサイクル・コスト ・ その他、補償費など
2. 工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期性能の持続性の向上 ・ 強度、耐久性、安定性の向上 ・ 美観や供用性の向上
3. 社会的要請に対応した工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の維持（騒音、振動、粉じん、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など） ・ 交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など） ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策／リサイクル対策

よって、**総合評価落札制度の対象とする工事は、工事金額の多寡ではなく、「かかるコスト」「難易度」「効果度」などにより決定されるべき**と考える。

このことは発注者の事務能力・管理能力に応じた件数となり、十分な審査が行

われ、入札手続きの迅速化、景気対策上の効果も期待できる。

- ・対象件数を目的化しないことが必要
- ・簡易型、標準型も同様
- ・「難易度」「効果度」の高いものから選ぶ基準設定
(格付け、外部機関が必要かも)
- ・「難易度」「効果度」は1ページ「評価する項目の設定例」参照
- ・かかるコスト（総合評価コスト）とは
 - ① 総合評価落札制度は「品質」を評価し、高く調達する仕組み（別紙1）
高く買う効果が見込める工事が対象であり、その「品質」が納税者に理解が得られるか検証が必要（税金）
 - ② 総合評価入札・審査・監督・履行確認にかかる発注者コスト（税金）
 - ③ 総合評価入札準備にかかる入札者コスト（時間・経費・労力）
※ 簡易型平均50万/件
 - ⑤ 落札できなかった入札者のコスト総額（社会的損失）
※ ③×落札できなかった延入札参加者数
- ・受発注両者がもてるエネルギーを存分に注ぎ込むべき対象は現場のはず
- ・「総合評価落札制度のプラス面」と「かかるコスト」の比較説明が必要
- ・総合評価落札制度による技術提案（施工計画）を求めなくても、大部分の工事は当初設計、共通仕様書、特記仕様書により、必要な「目標状態」を達成可能
(一般的・標準的仕様を越えることに過大設計の問題があるか?)
- ・提案項目を少なくすることは発注者・入札者コストを押さえるが、納税者利益も限定されることになる
- ・発注者負担と④の落札できなかった入札者のコスト総額（社会的損失）を少なくするため、例えば「指名競争総合評価落札制度」も考えられる
- ・地方自治体として考慮すべきこと
 - ・メリットに合わないまま単に選別のための手段とならないよう
 - ・落札業者の寡占化（極端な偏り）防止 別途手段が必要
 - ・災害緊急対応できるよう県下各地域ごとの「層」としての建設業保持
 - ・専門業種（代替困難な港湾、舗装など）の多大な設備投資業種の保護
 - ・「品質」においても、初期機能・スペックだけでなく、県民の利益、長期的・多角的観点から判断必要
 - ・「個人表彰」「会社表彰」評価の再検討

- ・ 使用したコストが入札参加者に還元されるシステムづくり（金銭的ではない）
- ・ 技術者の確保、技術の継承、新規雇用、設備の更新など企業体質と収益力の強化に利するシステムづくり（三者得の考え）
- ・ 県民満足度の高い、価値ある技術の開発、現状品質レベルの改善など、発注者、受注者の意識共有

2. 最低制限価格について（指名競争、一般競争、総合評価落札制度共通）

- ・ 価格競争も企業努力の現れだが
- ・ 現状は過当競争の結果、最低制限価格が「指値^{さしね}」として機能
- ・ 結果的に総合評価落札制度においては加算点のみの競争
- ・ 平均落札率低下と事故・工事成績は相関関係がある。現在・将来に対するリスクを醸成している懸念
- ・ 落札率低下と経営状況悪化は相関関係がある。逼迫する経営環境に対し対策が必要。日本一の建設業倒産率
- ・ 失業者の増大、他産業へ赤字を転嫁している現状
- ・ 過年度積算と現在積算の比較調査によると

工事費の中で労務費の占める割合が下がっている ⇔ 賃金低下（別紙2）

低価格入札の影響を反映 就労環境悪化 日本一安い労務賃金

- ・ 入札者のコスト意識（採算割れ受注の自粛）
- ・ リスク緩和と回避機能として必要
- ・ 同時にきめ細かな設計や発注者責任の実行も重要
- ・ 価格競争の余地も必要
- ・ 緊急経済対策としての効果期待
- ・ 対策（緊急・試行でも） **最低制限価格アップ**
- ・ 適正な最低制限価格%とは
 - ・ 「落札率」90%を切るとすべてが悪化。（第1回県資料P.3、4、5）
 - ・ 積算価格（予定価格）は基本的に実勢調査に基づく合理性な計算100%は正しい（設計漏れやデフレのときは問題があるが）
 - ・ 5%上げると営業利益率は %改善する（別紙3）
 - ・ 他県参考（第1回県資料P.5、6）

ただし建設業は全部営業利益率低い

別紙1

赤は書き込み

3. 落札者の決定方法(簡易型)

価格競争の場合

入札価格	超過
A社	158,300
B社	150,300
C社	154,000
D社	150,000
E社	134,000

最低価格者

D社が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格者のため落札

価格競争ではD社が落札となるが、総合評価落札方式では評価値の最も高いB社が落札となる

総合評価落札方式の場合

予定価格	158,000(千円)
最低制限価格	134,300(千円)

入札価格	加算点	得点	評価値
A社	3.68	103.7	—
B社	9.74	109.7	157,000
C社	6.58	106.6	69,207
D社	4.74	104.7	69,825
E社	1.58	101.6	—

最高評価値の者

*得点=100+加算点

B社が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も評価値が高かったため落札
 D社は最低価格者であったが評価値はA社より低かった
 A社は予定価格超過、E者は最低制限価格未満のため評価値はなし

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格}}$$

試算 B社は価格が (150,000 × 109.7 / 104.7) = 157,000 でも落札可能
 総合評価落札制度コス上認識 発注者は700万円高く買うことが可能なことの効果の評価が必要ではないか？

別紙2

「公共工事の工事価格に関する検証」より

●県内建設業 完成工事高経常利益率

	平成11年度	平成19年度	増減
建設業全業種	1.80%	0.38%	△1.42%
土木	2.25%	△0.05%	△2.30%

●参考

全産業 黒字企業平均 経常利益率 平成19年度 3.5%

全産業 黒字企業平均 営業利益率 平成19年度 3.1%

●県土木部発注 平均落札率

	平成12年度	平成19年度	増減
落札率	96.6%	88.6%	△8.00%

●落ち込みをどうカバーしたか

役所設計（積算）、資材費、労務費、経費の視点から

1. 直接工事（積算）に占める労務費 約4割減少
2. 資材 工種によるばらつきあり
3. 経費 「共通仮設費」 安全管理費など減少
「一般管理費」 利益、本社経費減少
4. 結果として

就労環境悪化、品質・安全対策が損なわれている

自治体と地場建設業の連携が必要な、災害対策機能が大幅に低下

●対策

1. 「工事価格」の適正化 積算のあり方の改善
(ただし国の基準もあり時間がかかる)
2. 緊急処置として「最低制限価格」 暫定的に引き上げることが有効

((財)長崎県建設技術研究センター分析による)

落札率上昇と完成工事高利益率の改善効果 試算

未定稿 西日本保証会社

別紙1

赤は書き込み

3. 落札者の決定方法(簡易型)

価格競争の場合

	入札価格	
A社	158,300	超過
B社	150,300	
C社	154,000	
D社	150,000	落札
E社	134,000	失格

最低価格者

・D社が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格者のため落札

価格競争ではD社が落札となるが、総合評価落札方式では評価値の最も高いB社が落札となる

総合評価落札方式の場合

予定価格	158,000(千円)
最低制限価格	134,300(千円)

	入札価格	加算点	得点	評価値	
A社	158,300	3.68	103.7	—	超過
B社	150,300	9.74	109.7	69.872	落札
C社	154,000	6.58	106.6	69.207	
D社	150,000	4.74	104.7	69.825	
E社	134,000	1.58	101.6	—	失格

最高評価値の者

* 得点 = 100 + 加算点

・B社が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も評価値が高かったため落札
 ・D社は最低価格者であったが評価値はA社より低かった
 ・A社は予定価格超過、E者は最低制限価格未満のため評価値はなし

評価値 = $\frac{\text{得点}}{\text{入札価格}}$

試算 B社は価格が $(150,000 \times 109.7 / 104.7) \approx 157,000$ でも落札可能
 総合評価落札制度コスト認識 発注者は700万円高く買うことが可能なことの効果の評価が必要ではないか？